美方ケーブルネットワーク株式会社
有線テレビジョン放送施設光サービス加入契約約款

美方ケーブルネットワーク株式会社（以下「ＭＭネット」という。）とＭＭネットが行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとする。
(ＭＭネットの提供するサービス)
第１条　ＭＭネットは、加入者に対し次に掲げるサービス（以下「サービス」という。）を提供する。
（１）ＭＭネットが受信可能なテレビジョン放送及び FM ラジオ放送の再放送サービス並びに自主放送サービス
（２）美方地区農村情報化施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づくサービス
（３）上記業務に付帯するサービス
（契約の区分）
第２条　契約は、一般世帯と事業所寮、法人等に区分しそれぞれに契約を締結するものとする。
（１）一般世帯契約は、独立して同一の住居及び生計を共にする者の集まり、又は単身者ごとに行う。
（２）事業所寮とは、企業や団体等が建設、あるいは借り上げた集合住宅等における個人利用をいう。契約および利用料等の支払はその企業や住民自治会などが一括で行うものとする。
（３）法人等とは、企業、公共施設、店舗等、一般世帯および事業所寮以外のものをいう。
（契約）
第３条　契約は、加入者があらかじめ契約約款を了承して加入申込書を提出し、ＭＭネットがこれを承諾したときに成立するものとする。
２　一般世帯の加入申込者は、その世帯の世帯主とする。なお、世帯主が未成年者で、かつ、同じ世帯に成年者がいない場合は、加入申込みの際に保証人を立てるものとする。この場合、保証人は、加入者と連帯して加入契約に基づく一切の債務を負担する義務を負うものとし、保証人が欠けたとき、又は保証人に無資力等不適当な事由があるとＭＭネットが認めるときは、加入者は、直ちに他の保証人を立てるものとする。
３　事業所寮及び法人等の加入申込者は、その事業所等の代表者とする。
（負担金）
第４条　加入者は契約成立後、条例の範囲内でＭＭネットに別表に定める負担金を支払うものとする。２　加入者が第１６条の規定に基づき解約した場合は、負担金を返還しないものとする。但し、加入者が解約した日から１年以内に加入する場合は、負担金を免除する。
（利用料）
第５条　加入者は、サービスの提供を受ける日の属する月の支払日から、条例の範囲内でＭＭネットに別表に定める利用料を支払うものとする。

２　利用料の支払日は２７日とする。ただし、この日が休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日）にあたる場合は、その翌日とする。
３　利用料は、毎月翌月の１か月分を支払日に支払わなければならない。
４　加入者は、サービスの提供を受ける日の属する月に第１６条に規定する解約を行った場合、１ か月分の利用料を支払わなければならない。
５　利用料は、原則としてＭＭネットが指定する金融機関への口座振替により支払う。
６　第１項の規定にかかわらずＭＭネットの責に帰さない場合を除き、加入者が有料で受けるサービスが月のうち継続して１０日以上に渡って提供されなかった場合は、ＭＭネットが当該月分の利用料を返還しなければならない。
７　ＭＭネットは、経済環境の変動により第 １ 項の利用料を改定する場合、第２０条に定めた規定の手続きを経たうえで改定することができる。この場合、ＭＭネットは利用料を改定する月の１か月前までに加入者に通知しなければならない。
加入者は、改定のあった月から改定後の利用料を支払うものとする。ただし、第５条の規定により前納した場合における改定後の差額利用料については支払いを要しないものとする。
８　ＭＭネットは、原則として加入者に対して請求書及び領収書の発行は行わないものとする。
（使用料）
第 6 条 加入者は、条例の範囲内でＭＭネットに別表に定めるデジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）使用料（以下「使用料」という。）を支払うものとする。
２　前条の規定は、使用料について準用する。（延滞金）
第 7 条 加入者は、利用料及び使用料を支払期日までに支払わなかった場合は、当該支払期日の翌日から支払いのあった日までの期間の日数に応じ、当該額に年１４．６％の割合を乗じて計算した金額に相当する額を延滞金として加算して支払うものとする。
（施設及び費用等)
第８条 サービスの提供に必要な施設の工事及び保守並びに第 13 条に規定する移転に伴う工事は、ＭＭネットが行うものとする。
２　放送管理局舎からＶ-ＯＮＵまたはＶＤ-ＯＮＵ（以下「ＯＮＵ」という）までの施設（以下「ＭＭネットの施設」という。）についてはＭＭネットが整備を行い、これに要する費用の負担は、別表のとおりとする。
（設置場所の無償使用）
第９条 ＭＭネットは、当該加入者の施設を設置するため加入者が所有、又は占有する敷地、家屋及び構築物を無償で使用できるものとする。
２　加入者は、契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する一切の責任を負うものとする。
（施設の故障等に伴う責任負担）

第 10 条 ＭＭネットはサービスの提供に異常が生じた場合はこれを調査し、必要な処置を講じるものとする。ただし、加入者のテレビ・ビデオ・ラジオ等や宅内配線（以下「加入者施設」という。）に起因する場合はこの限りではない。

２ 加入者は、落雷等の影響により加入者施設に異常が生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとする。

３ 加入者は、故意又は過失によってＭＭネットの施設又はＭＭネットの貸与するデジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）を破損、滅失等をさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとする。

（サービスの一時中断及び内容の変更）

第 11 条 ＭＭネットは、ＭＭネットの施設の維持管理の必要上又は天災地変等による、サービスの一時中断又はサービス内容の変更を行うことができる。この場合、事前に加入者にその旨を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

（免責事項）

第 12 条 ＭＭネットは、前条の規定によるサービスの一時中断若しくは内容の変更又はその他ＭＭネットの責に帰さない事由により、加入者が損害を受けた場合は、加入者に対しその損害を賠償しないものとする。

（ＯＮＵの移設の届出等）

第 13 条 加入者が転居又は同一敷地内でＯＮＵの設置場所を移設する場合は、その日の１０日前までにＭＭネットに届け出なければならない。

２ 前項の規定による移設に要する費用は、加入者の負担とする。

（加入申込書記載事項の変更）

第 14 条 加入者は、その氏名（法人にあっては名称）、銀行口座等を変更しようとする場合は、速やかに加入申込書の記載事項の変更をＭＭネットに届け出なければならない。

（遵守事項）

第 15 条 加入者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）ＭＭネットに無断でＯＮＵ（引き込み線を含む）の改変又は増設をしないこと。

（２）デジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）を分解又は改造しないこと。

（３）法令に反してＭＭネットの提供するサービス内容をテープ等に記録し、これを第三者に提供しないこと。

２ 前項第１号及び第２号の規定に違反した場合は、ＭＭネットは加入者の費用負担により当該修復工事を行うものとする。

（解約）

第 16 条 加入者が解約しようとする場合は、その希望する日の１０日前までに、解約届出書をＭＭネットに提出するものとする。

２ ＭＭネットは、加入者が解約した場合、加入者が支払った利用料及び使用料を返還しないものとする。ただし、第５条第５項の規定により前納した利用料及び使用料は、解約した日の属する月までの利用料及び使用料を差し引いた額を返還するものとする。

３　ＭＭネットは、当該加入者に貸与したデジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）を撤収するものとする。
４　解約した後においても、解約前に生じた加入者の補償責任及び負うべき義務は失効しないものとする。
５　カプラクロージャからＯＮＵまでの引込線の撤去は、ＭＭネットが行い、加入者はその工事費を負担するものとする。
（加入者の契約違反によるサービスの停止及び解約）
第 17 条　ＭＭネットは、加入者がこの契約に違反する行為が認められる場合は、当該加入者にその旨を通告し、サービスの停止又は解約することができる。
（ＮＨＫとの受信契約及び受信料）
第 18 条　加入者は、日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）の行うテレビジョン放送の受信については、ＮＨＫとの放送受信契約の締結を必要とし、当該放送受信契約により支払う受信料については、この約款に基づく利用料に含まれないものとする。
（ＷＯＷＯＷとの受信契約及び受信料）
第 19 条　加入者は、株式会社ＷＯＷＯＷ（以下「ＷＯＷＯＷ」という。）の行うテレビジョン放送の受信については、ＷＯＷＯＷとの放送受信契約の締結を必要とし、当該放送受信契約により支払う受信料については、この約款に基づく利用料に含まれないものとする。
（約款の改正）
第 20 条　ＭＭネットは、この約款を総務大臣に届け出たうえで改正できる。この場合において、ＭＭネットから加入者に改正事項を通知したときは、加入者は当該改正事項を承認したものとする。
(Ｂ-ＣＡＳカード・ＡＣＡＳチップについての取扱いについて)
第 21 条　ＢＳデジタル放送用ＩＣカード（以下「Ｂ-ＣＡＳカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス（Ｂ-ＣＡＳ）カード使用承諾契約約款」に定めるところによる。
２　デジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）に内蔵されている４Ｋ及び８Ｋ衛星放送用のＩＣチップ（以下「ＡＣＡＳチップ」といいます。）ＡＣＡＳチップは当社が所有するものとする。
(Ｃ-ＣＡＳカードの取扱いについて)
第 22 条　デラックス放送サービスの契約者に、Ｃ-ＣＡＳカードをデジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）１台に１枚を貸与する。
Ｃ-ＣＡＳカードの所有権は、ＭＭネットに帰属するものとし、加入者は、第 16 条（解約）及び第 17 条（加入者の契約違反によるサービスの停止及び解約）の規定により解約又はＭＭネットが行なう契約の解除を行なうまで、デジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもってＣ-ＣＡＳカードを管理しなければならない。
２　加入者の責めによらないＣ-ＣＡＳカードの故障によって受信障害が発生したとＭＭネットが認定した場合及び、ＭＭネットの判断による場合は、ＭＭネットは、Ｃ-ＣＡＳカードを交換することがある。３　加入者は、Ｃ-ＣＡＳカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等をすることは出来ない。
４　加入者は、次の各号を行なうことは出来ない。

（１） Ｃ-ＣＡＳカードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。
（２） Ｃ-ＣＡＳカードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。
（Ｃ-ＣＡＳカードの紛失等）
第 23 条 加入者は、Ｃ-ＣＡＳカードを紛失し又は盗難にあった場合は、ＭＭネットにその旨を速やかに届出なければならない。
２ ＭＭネットは、届出を受理した場合においては、速やかに当該Ｃ-ＣＡＳカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前の料金は契約者の負担となります。
３ ＭＭネットは、Ｃ-ＣＡＳカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。この場合、加入者は、別に定めるＣ-ＣＡＳカード再発行手数料を支払わなければなりません。
（Ｃ-ＣＡＳカードの返却）
第 24 条 加入者は、第 16 条（解約）及び第 17 条（加入者の契約違反による業務停止及び解約）の規定により解約又はＭＭネットが行なう契約の解除を行なう場合は、ＭＭネットに対しＣ-ＣＡＳカードを直ちに返却しなければなりません。
（個人情報の取り扱い）
第 25 条 ＭＭネットは、サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。
２ ＭＭネットは、収集し知り得た加入者に係る氏名、住所、電話番号等、及びその他加入者個人情報を次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
（１）施行、加入者管理、課金計算、利用料請求、障害復旧等に利用する場合
（２）サービス向上を目的に利用する場合
３ 前項の利用目的に必要な範囲で加入者個人情報を業務委託先に提供する場合があります。４ 次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に加入者個人情報を提供しないものとします。
（１）加入者のサービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に加入者個人情報を開示する場合
（２）本人の同意がある場合
（定めなき事項）
第 26 条 この約款に定めなき事項が生じた場合は、ＭＭネット及び加入者は、この約款の主旨に従い誠意をもって協議の上解決するものとする。
（約款の改正）
付 則 ＭＭネットは、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができる。
（２）この契約約款は、令和６年４月１日から適用する。

〒919－1123 福井県三方郡美浜町久々子３１－２－１
美方ケーブルネットワーク株式会社
（TEL）0770－32－3400・（FAX）0770-32－3402

別表(１)

加入契約及び施設等に係る費用等

項 目	一 般 世 帯	事業所寮	法 人 等
負 担 金	３０，０００円	３０，０００円	３０，０００円
伝送路工事費	無 料	実 費	実 費
引込み工事費	５１，４８０円	実 費	実 費

1.伝送路工事費とは、放送管理局舎からカプラクロージャまでの工事費をいう。

2.引込み工事費とは、カプラクロージャからＯＮＵまでの工事費をいう。

3.一般世帯契約は、独立して同一の住居及び生計を共にする者の集まり、又は単身者ごとに行う。

4.法人等とは、企業、公共施設、店舗等、一般世帯および事業所寮以外のものをいう。

月額利用料（一般世帯、事業所寮）

プラン	2K プラン	4K プラン
ファミリー （地上波プラン）	1,650 円 （STB の取付なし）	
ライト （ＢＳプラン）	STB 1 台目： 1,980 円 STB 2 台目～： 550 円	4K STB 1 台目： 2,750 円 4K STB 2 台目～： 880 円
ベーシック （ＣＳプラン）	STB 1 台目： 2,530 円 STB 2 台目～： 550 円	4K STB 1 台目： 3,850 円 4K STB 2 台目～： 1,210 円
外付けハードディスク レンタル		1 台につき 550 円

1.録画タイプの STB のレンタルは、2KSTB1 台あたりプラス 770 円、4KSTB1 台あたりプラス 1,100 円になります。

2.買取 STB の方は、ベーシックのみ 2KSTB1 台あたり 330 円割引、4KSTB1 台あたり 550 円割引となります。※MM ネットまたは RCN で購入された機器に限ります。

3. NHK 受信料は上記金額に含まれておりませんので別途契約が必要となります。

4. 次の場合には集合契約とし、契約及び利用料等の支払はその企業や住民自治会などが一括で行うものとする。ただしライト・ベーシックの契約についてはファミリー料金との差額を個別契約とする。

（1）企業や団体等が建設、あるいは借り上げた集合住宅等（アパート、社宅、寮など）における個人利用。

（2）一部区画を借り受けて営業する事務所や店舗等（テナントなど）における法人利用。

（3）設備の状況が上記と同様とみなす場合。

5.MM ネットが訪問集金を行う場合の利用料の額は、上記の利用料に５％を加算した額とする。

有料番組（デジタルセットトップボックス（ＳＴＢ）１台当たり月額利用料）

項目	一般世帯・事業所寮	法人等
スーパー	990 円	
WOWOW ﾌﾟﾗｲﾑ ﾗｲﾌﾞ ｼﾈﾏ	2,530 円	
スターチャンネル １２３	2,530 円	
衛星劇場	2,200 円	
フジテレビ NEXT	1,980 円	
フジテレビ ONE・ TWO・ NEXT セット	2,310 円	
東映チャンネル	1,650 円	
V☆パラダイス	770 円	
Mnet	2,200 円	
アニメシアターX	2,180 円	
SPEED チャンネル	990 円	
グリーンチャンネル １２	1,100 円	

法人等の月額利用料

プラン	2K プラン	4K プラン
ファミリー（地上波プラン）	1,980 円※STB なし	
ライト（ＢＳプラン）	STB 1 台目： 2,310 円 STB 2 台目～： 550 円	4K STB 1 台目： 3,080 円 4K STB 2 台目～： 1,430 円

2.法人等のお客様はベーシックの加入ができません。

3. NHK 受信料は上記金額に含まれておりませんので別途契約が必要となります。

その他工事費等

項 目	一般世帯	事業所寮	法人等
ＶＤ-ＯＮＵ（引込線含む）の移設工事費	実 費	実 費	実 費
その他工事費	実 費	実 費	実 費
点検・補修費	実 費	実 費	実 費

※月々の利用料及び使用料・工事費には消費税込みになります。

〒919－1123 福井県三方郡美浜町久々子３１－２－１
美方ケーブルネットワーク株式会社
（TEL）0770－32－3400・（FAX）0770-32－3402